

## 豊橋市民病院情報セキュリティ強化支援業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋市民病院情報セキュリティ強化支援業務
- (2) 業務内容 別紙 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで  
上記期間以降、豊橋市及び受託者の合意により、1年度ごとに  
令和9年3月31日まで契約締結できるものとする。
- (4) 業務場所 豊橋市の指定する場所
- (5) 契約上限金額 次に掲げる金額を上限とし、これを超えた提案は無効とする。  
令和5年度 金13,119千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格等の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書（様式1）の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 平成30年度以降、以下アからエに掲げる事項のうち2件以上の履行実績を有すること。
  - ア 病床数500床以上の医療機関における情報セキュリティ対策支援業務
  - イ 官公庁（国・都道府県・政令指定都市・中核市）における情報セキュリティ対策支援業務
  - ウ 従業員数1,000人以上の民間企業における情報セキュリティ対策支援業務
  - エ 官公庁（国・都道府県・政令指定都市・中核市）に設置されたサイバーセキュリティに関する諮問機関等への参画実績。

※業務実績は、発注者との直接契約であり、再委託によるものは認めない。また、情報セキュリティ対策支援にはサイバー攻撃対策支援の実績を含むこと。
- (2) 「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項」の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間となっていないこと。
- (4) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) 「会社更生法（平成14年法律第154号）第17条」の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条」に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、「会社更生法」に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は「民事再生法」に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

### 3 担当部局

豊橋市民病院 事務局 医療情報課（システム管理グループ 担当：中村・中島）

郵便番号：441-8570

住 所：愛知県豊橋市青竹町字八間西50番地

電 話：0532-33-6279 ファックス：0532-33-6177

電子メールアドレス：[jimu-jouhou@toyohashi-mh.jp](mailto:jimu-jouhou@toyohashi-mh.jp)

### 4 参加意向申出書の提出及び提出期限

#### (1) 提出書類等

ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務実績表（様式3）

#### (2) 提出先

3 担当部局と同じ

#### (3) 提出方法

電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

#### (4) 提出期限

令和5年4月20日（木）正午必着

### 5 参加意向申出書の作成要領

(1) 参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとする。

(2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要（様式2）並びに応募者における同種業務（※1）の平成30年度以降の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績（※2）について）又は官公庁（国・都道府県・政令指定都市・中核市）に設置されたサイバーセキュリティに関する諮問機関等への参画実績について（上限4件まで）、業務実績表（様式3）に記載すること。なお業務実績表には、記載した実績の契約書又は委嘱状等の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し・規約等）を添付すること。

※1 同種業務とは、サイバー攻撃対策支援を含む情報セキュリティに関する「ポリシー等の策定・改正業務、監査業務、コンサルティング業務、研修等教育業務」をいう

※2 業務の実績は、病床数500床以上の医療機関又は官公庁（国・都道府県・政令指定都市・中核市）又は従業員数1,000人以上の民間企業に対して履行したものに限る

### 6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

#### (1) 質問先

3 担当部局と同じ

#### (2) 質問期間

令和5年4月10日（月）から令和5年4月12日（水）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式4）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

(4) メール件名及び添付ファイル名

「豊橋市民病院情報セキュリティ強化支援業務\_質問書（貴社名）」とすること

(5) 回答 令和5年4月14日（金）

豊橋市民病院ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/news/category/bidding/>

## 7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式5）」により、提案書等の提出について通知する。

※令和5年4月24日（月）メールにて通知

## 8 提案書等の提出及び提出期限

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書（様式6） 1部

イ 提案書別紙（様式7） 25部（正本1部、副本24部）及び電子データ（CD-R）

ウ 正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。また、副本には提案書1ページ目（表紙）のフッタ部右寄せに1から24の連番を付すること。

エ 見積書（様式8-1）、見積明細（様式8-2） 各1部

オ 貴社概要説明パンフレット 2部

※提案は、1案に限る。

※提案書（様式6）と見積書（様式8-1、8-2）は製本せずに提出すること。

※提案書類の電子データ提出は下記の点に留意すること。

- ・ ウイルスチェックを行った上で提出すること。
- ・ 本院が提供した各様式のファイル形式のまま提出すること

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(4) 提出期限

令和5年5月12日（金）午後5時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

また、提案書等提出時点で令和5・6年度豊橋市入札参加資格者名簿に業種分類が「中分類：コンピュータサービス、小分類：システム調査・分析」として登録されていない場合、その提案は無効とする。

## 9 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務への取り組み方法又は想定する業務内容について提案を求めるものであり、提案についての文章を補完するために最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用が可能である。なお、実際の業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

### (2) 提案書記載上の留意事項

- ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認める。
- ウ 提案書に提案者を特定することができる内容（社名・ロゴ等）を記述しないこと。
- エ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版（スケジュール等の一部の資料はA3版も可）、両面印刷（長辺とじ）とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。
- オ 提案書別紙（様式7）の記述欄の大きさ及び提案書のページ数は、設問の順番や内容等を変えない限り変更してもよい。ただし、散漫な提案を防止するため、提案書は片面刷りで最大25ページ（両面印刷で13枚程度）を目安とすること。
- カ 提案書は、一般的な人物が理解しやすい表現での記載に努め、専門的な用語を用いる場合は注釈等を入れて説明すること。
- キ 提案依頼事項の順序通りに項目立てを行い、目次を付すこと。
- ク 提案における補足事項（別紙1）を参考とすること。

### (3) 提案書の確認

以下に示す期間中、提案書等に記載されている内容について質問をすることがあるので留意のこと。

令和5年5月12日（金）から令和5年6月12日（月）まで

### (4) 提案書の無効

この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない提案書は、無効とすることがある。

## 10 見積書の作成要領

### (1) 見積書（様式8-1）

別紙仕様書の内容に基づき見積額（税込）を記載すること。

### (2) 見積書 内訳明細（様式8-2）

見積書（様式8-1）に記載した見積額について、別紙仕様書 5業務内容に記載の項目ごとに内訳明細を作成すること。その他仕様書に記載のないことで、情報セキュリティ強化のための提案がある場合は、行を追加し記入すること。ただし、内訳明細の行追加を行った場合は、その合計を正しく集計するように調整をすること。

### (3) 見積金額の値引き

見積金額の値引きは、一括して値引き金額を記載するのではなく、別紙仕様書 5業務

内容に記載の項目ごとに値引き後の金額を記載すること。

## 11 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は特定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定及び契約候補者と契約する業務仕様への反映以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

## 12 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問しようとする者は、質問書（様式4）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
- (2) 質問の受付場所  
3 担当部局と同じ
- (3) 質問の受付期間  
令和5年4月24日（月）から令和5年4月26日（水）正午まで
- (4) 回答 令和5年4月28日（金）  
豊橋市民病院ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。  
<https://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/news/category/bidding/>

## 13 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市民病院情報セキュリティ強化支援業務プロポーザル評価委員会」において以下のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

- (1) 第一次審査（書面審査）  
提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を2者程度に絞り込むものとする。  
なお、第一次の結果については「結果通知書（第一次審査）（様式9-1）」により郵送で通知する。
- (2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
  - ア 日時 令和5年6月22日（木）の指定する時間  
※ 時間及び留意事項等については第一次審査合格者へ別途通知する。
  - イ 場所 豊橋市民病院
  - ウ 第一次審査で確認した書類の詳細説明及びそれらについての質疑応答を行う。

- エ プレゼンテーションは30分、質疑応答の時間は15分程度で実施する。プレゼンテーションの持ち時間は厳守すること。
- オ プレゼンテーションは、『様式1 プロポーザル参加意向申出書』の提出順とする。
- カ 本業務において受託者となった場合の業務担当者が主となり、説明及び質疑応答を実施すること。

(3) 審査項目及び評価基準

審査項目及び評価基準は、別紙2「豊橋市民病院情報セキュリティ強化支援業務プロポーザル評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

- ア 第一次審査及び第二次審査における評価点を合算し、最も点数の高い提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。
- イ 第一次審査及び第二次審査における評価点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。
- ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。
- エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「プロジェクト体制」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する（第一次審査を実施した場合の特定についても同様とする）。

## 14 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として特定又は特定しなかった旨を「結果通知書（第二次審査）（様式9-2）」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者については、特定後に豊橋市民病院ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 担当部局と同じ

(5) 請求期間

評価結果の公表をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

## 15 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した参加資格を有しない者のした提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 16 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が本プロポーザルの公告の日から契約締結までに次のいずれかの状態となった場合は、次点の者から順に繰り上げ、契約の締結をするものとする。
  - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格等の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
  - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
  - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき
- (4) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容を反映し確定するものとする。

## 17 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式自由）」を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。